

《訪問看護（医療）サービス内容説明書》

1. 担当者

(氏名) _____ (電話) 0553-33-8103 _____

2. 訪問看護の概要

名 称	ハートフル塩山訪問看護ステーション
所 在 地	甲州市塩山西広門田433-1
ステーションコード番号	196.22.9000.1
サービスを提供する場所	ご利用者の居宅
ご 利 用 日	毎週 _____ 曜日：その他（ _____ ）
ご 利 用 時 間	午前・午後 _____ : _____ ~ 午前・午後 _____ :

3. サービスを提供する職員の体制

職 名	資 格	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容
管 理 者	看護師	1		適切な訪問看護のための管理
看護職員	看護師	3以上		訪問看護（常勤の内1名は管理者兼務）

4. 提供するサービスの内容

主治医の文書による指示のもと、ご利用者の居宅を訪問し、療養上必要な援助・指導を行います。またご利用者の状態、主治医の意見等を総合的に判断し、ご利用者の意向に基づきサービスを行います。

5. 営業日及び営業時間

当ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりです。

(1) 営業日 : 月曜日～金曜日

但し、国民の祝日・休日、年末年始（12月30日～1月3日）は休業とさせていただきます。

(2) 営業時間 : 8時30分～17時

但し、営業日以外の訪問は別途料金がかかります。

また、24時間対応できる体制を整備しており、営業日以外の日及び営業時間外の時間において、電話等による連絡及び相談が受けられ、必要に応じて緊急訪問を行う体制を取っています。（別紙：夜間・休日の緊急時連絡先をご参照下さい）

6. サービス提供期間

(1) 本サービスの有効期間は同意締結の日から6ヶ月間とします。

(2) サービス満了日の7日以上前までに、利用者から書面による解約の申し出がない場合、このサービスはさらに6ヶ月間自動更新されるものとし、以後も同様とします。

7. サービスの終了

(1) 利用者は、何時でも本サービスを解約することが出来ます。但し利用者は、その旨を事業者に対し7日以上前に申し出なければなりません。

(2) 次の事由に該当した場合は、このサービスは自動的に終了するものとします。

① 利用者が、医療施設又は、介護保険施設等に入所したとき。

② 利用者が、死亡したとき。

8. 事業者からのサービス解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本サービスを解除することが出来ます。

(1) 利用者が、本締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行い、その結果本サービスを継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(2) 利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合。

(3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本サービスを継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

9. 料 金
利用者負担金

2024/06/01

医療保険		料 金	基本利用料（利用者負担金）		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本療養費Ⅰ （1日につき）	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
基本療養費Ⅲ	外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円
管理療養費 （1日につき）★1	1日目	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
加 算	乳幼児加算	6歳未満	130円	260円	390円
		6歳未満 ★2	180円	360円	540円
	複数回訪問看護 加算 ★3	1日2回	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	800円	1,600円	2,400円
	緊急訪問看護加 算 ★4	月14日目まで	265円	530円	795円
		月15日目以降	200円	400円	600円
	複数名訪問看護加算（週1回迄）★5		450円	900円	1,350円
	長時間訪問看護加算（週1回迄）★6		520円	1,040円	1,560円
	夜間・早朝の訪問 ★7		210円	420円	630円
	深夜（22:00～6:00）		420円	840円	1,260円
	24時間対応体制加 算（月1回）★8	イ ★9	680円	1,360円	2,040円
		ロ イ以外	652円	1,304円	1,956円
	特別管理加算 （月1回）※	①	500円	1,000円	1,500円
		② ～ ⑤	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算（適応時）		800円	1,600円	2,400円
	退院支援指導加算	（適応時）	600円	1,200円	1,800円
		（長時間）	840円	1,680円	2,520円
	在宅患者連携指導加算（適応時/月1回迄）		300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回迄）		200円	400円	600円
	専門管理加算（月1回）		250円	500円	750円
	訪問看護医療DX情報活用加算★10		50円	10円	15円
	遠隔死亡診断補助加算		150円	300円	450円
情報提供療養費（1・2・3）（月1回）		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費（適応時）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ベースアップ評価料（Ⅰ） ★11		780円	78円	156円	234円
実 費 用	キャンセル料★12		5,000円		
	長時間（1時間30分超）料金（30分毎に）		1,500円		
	土日曜日・祭日料金（1時間）		2,000円		
	交通費（利用者宅までの往復距離で Km未満は四捨五入）	Km	1Km当たり50円		
	指定訪問看護と連続して行われる死後の処置		20,000円		

★1：月の2日目以降の訪問の場合

当事業所において、同一建物に居住している利用者の占める割合が7割未満であり、厚生労働大臣が定める疾患等の利用者及び特別な管理が必要とする利用者に対する訪問看護について相当数の実績を有している又は、精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者の内、GAF尺度による判定が40以下の利用者の数が月5人以上の場合

★2：厚生労働大臣が定める以下の場合

- ① 超重症児又は準超重症児
- ② 厚生労働大臣が定める疾患等の者
- ③ 厚生労働大臣が定める特別な管理が必要とする者

★3：下記のいずれかの基準を満たし、複数回の訪問看護を行った場合

- ① 厚生労働大臣が定める疾病等の者
- ② 特別訪問看護指示期間中であって指定訪問看護を受けている者
- ③ 特別管理加算の対象となる者

★4：在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の医師の指示の下、緊急に指定訪問看護を実施した場合

★5：上記①～③の基準に加え、④暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合、のいずれかの基準を満たし、利用者や家族の同意を得て同時に複数の看講師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合

★6：特別訪問看護指示期間中であって指定訪問看護を受けている者、特別管理加算の対象となる者で1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週一回に限り（当該加算を算定した日以外で90分を超える訪問看護を行った場合は実費で長時間料金がかかります）

★7：夜間（18：00～22：00）・早朝（6：00～8：00）に訪問した場合

★8：電話等により看護に関する意見を求められた場合、訪問看護ステーションの保健師・看護師が常時対応できる体制を届出て、利用者や家族に同意を得ている場合に加え、必要に応じて緊急時訪問看護を実施できる体制の場合

★9：24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合

★10：居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

★11：勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施した場合

★12：利用者の都合によりサービスを中止する場合に利用当日の9時までに連絡がなかった場合

※特別管理加算について

別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

[支 払 方 法]

利用料金は、1月ごとに計算しご請求しますので、利用月の翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア. 金融機関口座からの自動引落とし

すべての金融機関がご利用いただけます。(毎月27日に引落としさせていただきます)

イ. 窓口での現金払い

集金袋をご用意いたしますので、おつりのない様準備の上、お支払ください。

なお、サービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合は、保証人がこれにかわり支払いをすることとします。

10. 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

11. 苦情・相談等について

- ① 相談窓口 芦澤 恵理子 (所長)
- ② 電話番号 0553-(33)-8103

12. 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	岩波 充宏
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 利用者の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) 身体的拘束等をやむを得ず行う場合においては、家族等の同意を得て、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録します。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「職員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、訪問看護の質の向上及び将来の看護人材の育成を目的として、看護学生等が訪問に同行・実習する場合があります。その際、守秘義務に関する教育を受けており、個人情報の取り扱いには十分な注意を払っております。
- ③ 秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしませぬ。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしませぬ。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。） ④ 感染症及び災害等の緊急事態に、協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合に使用することがあります。
---------------	---

14. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号

15. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、主治医、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

16. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
 - (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
 - (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について職員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的の実施します。

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 指定訪問看護サービス利用にあたっての留意事項について

- (1) 事業所の都合により訪問看護師を交代させることがあります。利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
- (2) 訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。
- (3) サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し事業所はサービスの実施にあたって利用者の事情、意向等に十分に配慮するものとします。
- (4) 訪問看護サービス実施のための必要な備品等（電気、水道含む）は利用者負担とさせていただきます。
- (5) サービス提供時に用いる設備、用具等については、安全・衛生に注意し、特に利用者の身体に接触する設備、用具等についてはサービス提供ごとに消毒した器具等を使用します。

19. 利用の中止または変更について

- (1) 利用予定日の前に利用者の都合により訪問看護サービスの利用を中止または変更することができます。サービス実施日前日までに事業所に申し出てください。
- (2) 訪問看護サービス利用の変更の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する日にサービス提供ができない場合には、他の利用可能日時を提示して協議させていただきます。
- (3) 感染症により利用者及び職員間でまん延した場合には、利用中止または利用日変更の措置をとる場合があります。

20. サービスご利用に際してのお願い

- (1) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (2) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (4) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

21. サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

22. 当会の概要

名 称・本部所在地	公益財団法人山梨厚生会 山梨市落合860番地	TEL 0553-23-1311
代表者役職・氏名	理事長 有 泉 憲 史	
施設・拠点等	病 院 山梨厚生病院・塩山市民病院 甲州市立勝沼病院（甲州市より運営委託） 山梨市立牧丘病院（山梨市より運営委託）	
在宅支援事業	ハートフル塩山	

訪問看護(医療)サービス 同意書

令和 年 月 日

私は、訪問看護（医療）サービスについて担当者から説明を受け、サービスを利用することに同意いたします。

《利用者又は代理人》

氏 名 ㊟

住 所

電 話

《保証人》

氏 名 ㊟

住 所

電 話

利用者との関係

ハートフル塩山訪問看護ステーションは、様
に対し、訪問看護（医療）を実施することに同意いたします。

《事業者》

名 称 公益財団法人山梨厚生会
 ハートフル塩山
 訪問看護ステーション

住 所 山梨県甲州市塩山西広門433-1

電 話 0 5 5 3 - 3 3 - 8 1 0 3

代表者 理事長 有 泉 憲 史 ㊟

担当者 ㊟